

保護者の皆様

府中市立府中第五中学校
校長 酒井 泰

令和2年度 台風接近時の学校の対応について（改訂）

台風などにより災害が想定される場合の学校の対応について、追加・改訂されたのでお知らせします。

このお知らせは、いつでも確認できるよう、ご家庭で保存しておいてください。

【台風接近時の対応】

<登下校についての確認事項>

◆ 登校に関わること

- (1) **午前7時現在**で、気象庁から「**府中市**」地域に**暴風警報**（大雨警報は該当しない）又は**特別警報**（現象の種類を問わない。以下同じ）が発令されている場合は、**臨時休業**とします。
- (2) 各公共交通機関から計画運休が発表された場合、暴風警報等の発令にかかわらず、教職員の出勤に影響が生じるときは、児童・生徒の繰り下げ登校等の対応をとることがあります。

※「大雨警報」「洪水警報」「〇〇注意報」などの発令時は通常の登校となりますが、危険を感じる場合は、ご家庭の判断で登校を遅らせるなどしていただいても結構です。遅れて登校する場合には、保護者の方がその旨を生徒手帳に記入して、登校後に担任にお渡し下さい。その場合は、「遅刻扱い」とはいたしません。

◆ 下校に関わること

- (1) 台風の予想進路が関東を直撃し、下校時刻に被害が大きいと予想される場合は、家庭の状況等を十分考慮した上で、授業を午前中のみ短縮し、給食をとらせ一斉下校させます。
- (2) 生徒が学校にいるときに「府中市」地域に暴風警報又は特別警報が発令され、下校時刻過ぎまで影響がある場合は、安全確保のために生徒を学校に留め置きます。暴風警報または特別警報が解除されたのち、下校の際には、通学路等の安全を確認した上で、状況の説明を十分に行い、集団下校等の措置をとります。

【強い勢力を伴った台風が接近し、市内で浸水等の被害が想定される場合】

<臨時休業の措置について>

令和元年東日本台風（台風19号）クラスの台風が接近し、気象庁が報道発表等により厳重な警戒を呼び掛けた場合、府中市は、最も早い場合で台風接近の3日前に災害対策本部を設置し、1日前までに避難所の開設を決定します。

避難所を開設する場合は、本校は避難所となり、崖線下の学校及びその周辺地域は浸水が想定されることから、**全市立学校が臨時休業**となります。

なお、臨時休業後の学校再開については、避難状況や被害状況などを踏まえて判断し、ご家庭に学校ホームページ及び学校緊急メール等によりご連絡します。

上記は、府中市立小・中学校共通のルールです。